

VII 第三者加害事案

1 第三者加害事案とは

第三者の行為が原因となって生じた公務上の災害や通勤による災害のことをいいます。

「第三者の行為によって災害が生じたこと」、かつ「民法の不法行為が成立すること」の2つの要件が成立する場合に、「第三者加害事案」として取り扱うこととなります。

《主な事案》

交通事故、同僚が運転する車に同乗中の自損事故、殴打事故、公務執行妨害事案、飼犬による咬傷事案

【通常の事案との違い】

被災職員は、基金に補償を請求する権利とは別に加害者である第三者に損害賠償の請求をする権利の二つの権利を有する。



基金への療養補償請求を行わないのが原則

基金からの補償（災害補償制度上の補償）と第三者からの補償（民事上の損害賠償）は、二重補填とならないよう、基金では、「求償」・「免責」により調整を行う。（法第59条）

2 第三者とは

「被災職員及び当該職員の所属する地方公共団体並びに基金以外のもの」とされています。

実際には、当該災害をもたらしたことによって、民事上の損害賠償の責任（不法行為責任）を負う者のことをいいます。

《第三者は1人？》

第三者は必ずしも1人とは限りません。例えば、加害者が業務中であれば、雇主も使用者としての責任があるので、加害者本人と雇主が第三者となります。また、自動車の運転手と所有者が異なる場合も、運転手と所有者が第三者となります。

【第三者に当たらないもの】

- ①被災職員自身
- ②被災職員の所属する地方公共団体（公用車に自賠償保険の適用がある場合は、例外として第三者加害事案として取り扱う。）
- ③地方公務員災害補償基金

【第三者に当たるもの】

- ① 不法行為者（民法第 709 条）…………… 加害者本人
- ② 責任無能力者の監督者（民法第 714 条）…………… 親権者等
- ③ 使用者及び事業監督者（民法第 715 条）…………… 雇主、会社、工場長、支店長等
- ④ 土地の工作物等の占有者及び所有者（民法第 717 条）
…………… 柱が腐食していたために、崩壊した家屋の家主等
- ⑤ 動物の占有者及び保管者（民法第 718 条）…………… 犬の飼い主等
- ⑥ 運行供用者（自動車損害賠償保障法（以下、自賠法という。）第 3 条）
…………… 交通事故の加害者、自動車の所有者、雇主等
- ⑦ 国又は地方公共団体（国家賠償法第 1 条、第 2 条）

3 不法行為とは

第三者加害事案に当たるかどうかを検討するためには、不法行為が成立するかどうかを検討することになります。

次の 4 要件の全てを満たす場合には、不法行為が成立し、第三者加害事案として取り扱います。

◆ 第三者に故意又は過失があること

◆ 権利又は法律上保護される利益が、その行為によって違法に侵害されたこと

柔道訓練中の怪我など、スポーツ行為中の怪我は正当行為として認められ、違法性が阻却されるため、不法行為とはなりません。

◆ 第三者に責任能力があること

《未成年者の責任能力》

未成年者の場合には、**小学校を卒業する12歳くらいの年齢になれば、一般的に責任能力はありと考えられますが**、実際には単に年齢のみで判断するのではなく、当該未成年者に自己の行為によって他人に損害を与えるであろうことを判断できる能力があるかどうかを個別に検討した上で、責任能力を判断することになります。

なお、当該未成年者に責任能力がないとされた場合には、親権者等に損害賠償責任が生じます。

◆ 加害行為と結果発生との間に相当因果関係があること

《非接触事故における因果関係》

職員が自転車で通勤中、前方より進行してきた車両とすれ違った際、恐怖心から平衡感覚を失い転倒負傷したような、非接触事故により災害が発生した場合に、車両の運転者に不法行為責任が生じるかが問題となります。

一般的に、Aの行為があれば通常Bの結果が生じるという程度まで因果関係が認められること、つまり相当因果関係があると認められることが必要となります。実際に、最高裁の判決でも**非接触事故でも相当因果関係を認めています**。しかし、どのような場合に相当因果関係が認められるかについては、個々の判例を参考に判断することとなります。

《心神喪失者の場合》

心神喪失者については、民法により責任能力はないものとされているため、第三者とは認めることはできません。しかし、その場合でも**保護者等の法定の監督義務者が損害賠償責任を負うこととなります**。なお、監督義務者は、加害行為の場にいらないという理由で、責任を免れることはありません。

一方で、精神科病院に入院していたところ、病院の医師に加害行為を行った場合のような、法定の監督義務者に代わって監督する者（代理監督者）の監督すべき範囲において、当該監督の瑕疵により災害が発生した場合には、**代理監督者（この場合は病院長）に損害賠償責任が生じる可能性があります**。

【不法行為に当たるものの例】

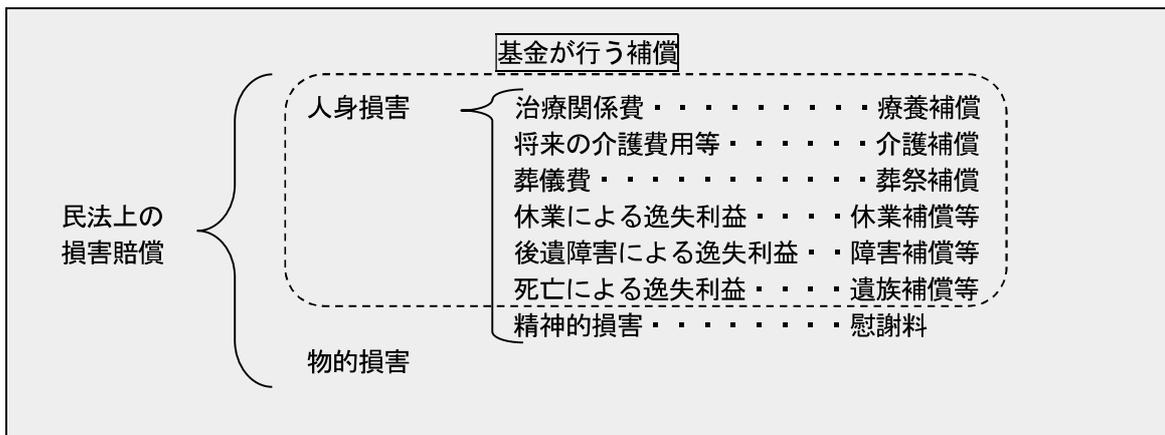
- ① 対向車がセンターラインを越えて走行してきて衝突した
- ② 来所した住民が、被災職員の職務に関係して暴力行為を行った
- ③ 住民宅を訪問し、リビングに入ったところ、いきなり飼い犬に噛みつかれた

【不法行為に当たらないものの例】

- ① 柔道の試合中に投げられて負傷した
- ② 信号待ちで停車していた車両に追突し、職員が負傷した
(相手方に急停車等の過失がない場合)

4 損害賠償における損害の範囲

基金が行う補償は人身損害に限られるため、民法上の不法行為責任に基づく損害賠償とは、必ずしも同一ではありません。



物的損害と精神的損害は、公務災害補償制度における補償の対象とはなりません。したがって、補償先行（加害者から損害賠償を受ける前に、基金からの補償を受けること）の場合であっても、被災職員は第三者に当該損害の請求をすることができます。

ただし、請求の過程で示談を締結する必要があるときには、求償の問題があるので、必ず基金と相談をしてください。

5 示談先行と補償先行

示談とは、加害者が被害者に対して損害賠償として一定額の支払を約束し、被害者は、その支払を受けることにより、それ以上の賠償については以後加害者に一切請求しないということを合意することをいいます。

いったん示談をすると錯誤、詐欺又は強迫の場合を除いてはやり直しが困難なので、慎重に行う必要があります。

(1) 示談先行

基金が補償を行わずに、被災職員又はその遺族が第三者から損害賠償を受けることをいいます。さらに、示談先行の場合には、免責の事務処理を行うことになります。

第三者加害事案においては、原則として「示談先行」となります。

【「示談先行」とする場合】

下記2パターンの場合には、原則「示談先行」とする。(P. 112 選択チャート参照)

① 被災職員に過失がない場合で、

ア 第三者に支払能力がある。

又は

イ 第三者が保険に加入しており、被災職員の被った損害が支払限度額内で納まる。

② 被災職員にも過失がある場合で、

ウ 交通事故事案において、被災職員の受けた損害が、自賠償保険の支払限度額(120万円)以内で納まる。

(2) 補償先行

被災職員又はその遺族が第三者から損害賠償を受ける前に、基金が補償を行うことをいいます。さらに、補償先行の場合には、過失割合に応じて基金が第三者への求償(損害賠償の請求)を行うことになります。

「補償先行」の取り扱いをするのは、原則として次の場合です。

ア 事故の発生原因が同僚の職務上の行為である場合(同僚加害)

※ なお、同僚加害の場合には、求償は行いません。

【例外】補償先行にならない同僚加害について

同僚の運転する公用車に同乗していた際に自損事故に遭った場合には、「示談先行」となりません。

(理由)

交通事故では、原則、自賠償保険又は任意保険から治療費等の支給を受けることが出来るので、「示談先行」とし、保険会社から損害賠償を受けることとなります。

イ 被災職員にも過失があり、過失相殺した結果、被災職員の被った損害に対する賠償の全額を第三者から受け取ることができない場合

【事例】自賠責保険の支払限度額（120万円）を超える見込みがあり、かつ、被災職員：加害者の過失割合が10：90など被災職員にも過失がある場合

→ この場合、職員の過失である10%相当の損害については、第三者から受け取ることが出来ないため、まず基金が全額補償を行い（補償先行）、第三者の過失である90%相当分について、第三者に求償します。

→ ただし、損害総額*（治療費、休業費、慰謝料等）が自賠責保険の支払限度額（120万円）を超える見込みがない場合には、職員に過失があっても、自賠責保険で全額補償が行われます。したがって、示談先行扱いとなります（被災職員に7割以上の過失がある場合を除く。）。

ここでいう損害総額には、治療費以外の損害額も含むことに注意してください。

ウ 第三者に損害賠償の支払い能力がない場合

<支払い能力がないとされる可能性がある場合>

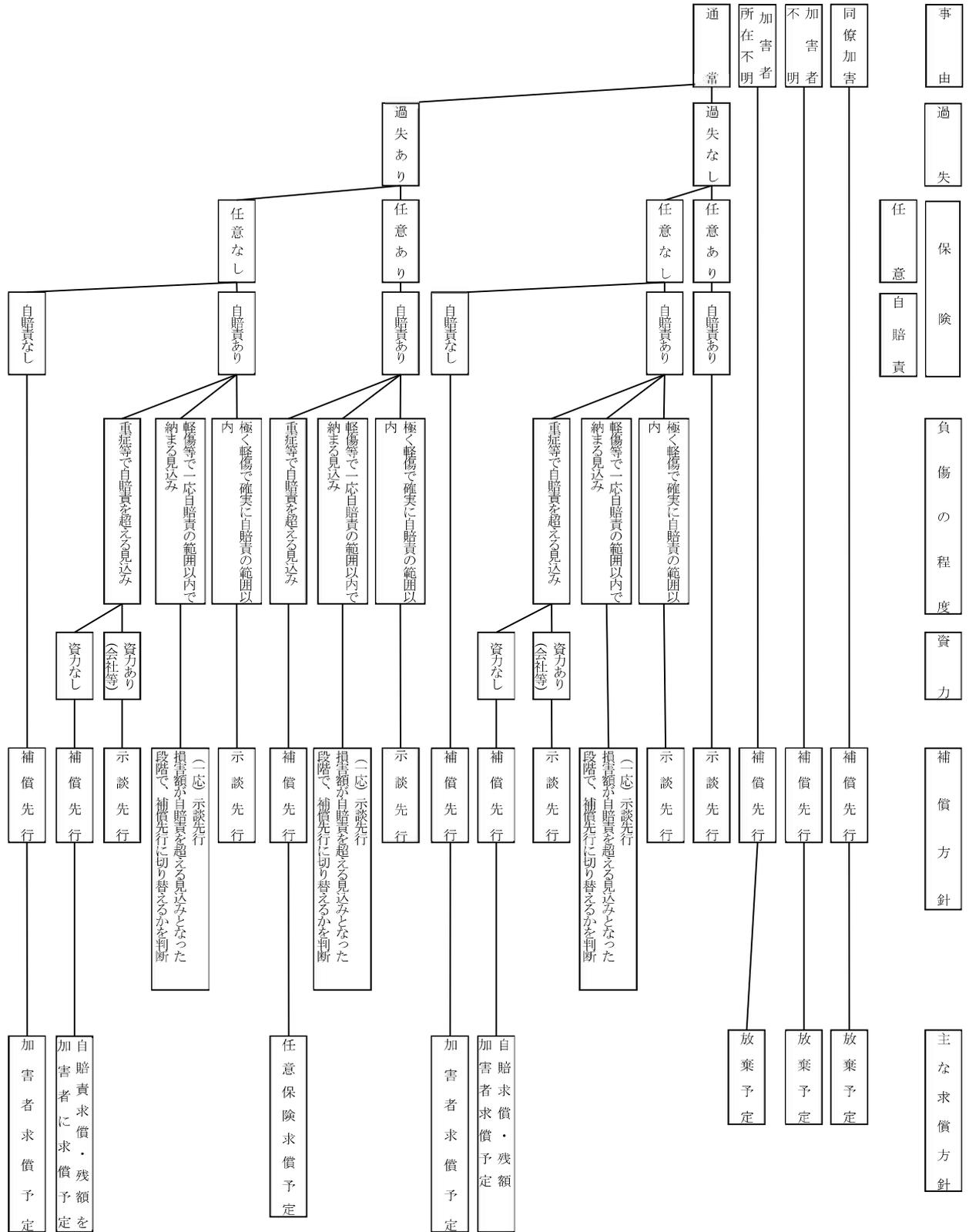
- ① 第三者が任意保険未加入で、かつ、損害総額（治療費、休業費、慰謝料等）が自賠責保険の支払限度額（120万円）を超える見込みがある場合
※ ただし、被災職員に過失がない場合は除きます。
- ② 自転車による事故で、第三者が保険未加入で、かつ、傷病が重症な事案の場合
- ③ 上記のほか、第三者に資力がない場合

エ 第三者との示談交渉が不調の場合

示談交渉が不調の場合でも、第三者に対して、基金から後日過失割合に基づいた求償が行われることを伝達するようにしてください。

オ 第三者が不明の場合又は、第三者の所在が不明の場合

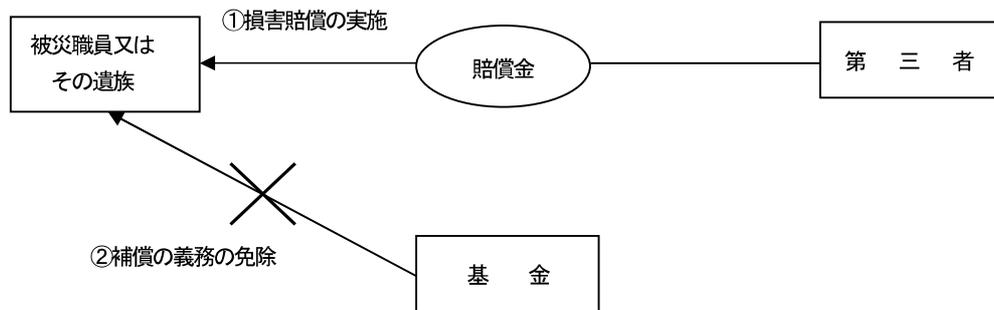
◆ 療養補償等に係る示談先行・補償先行の選択チャート



6 求償・免責

(1) 免責【示談先行の場合】

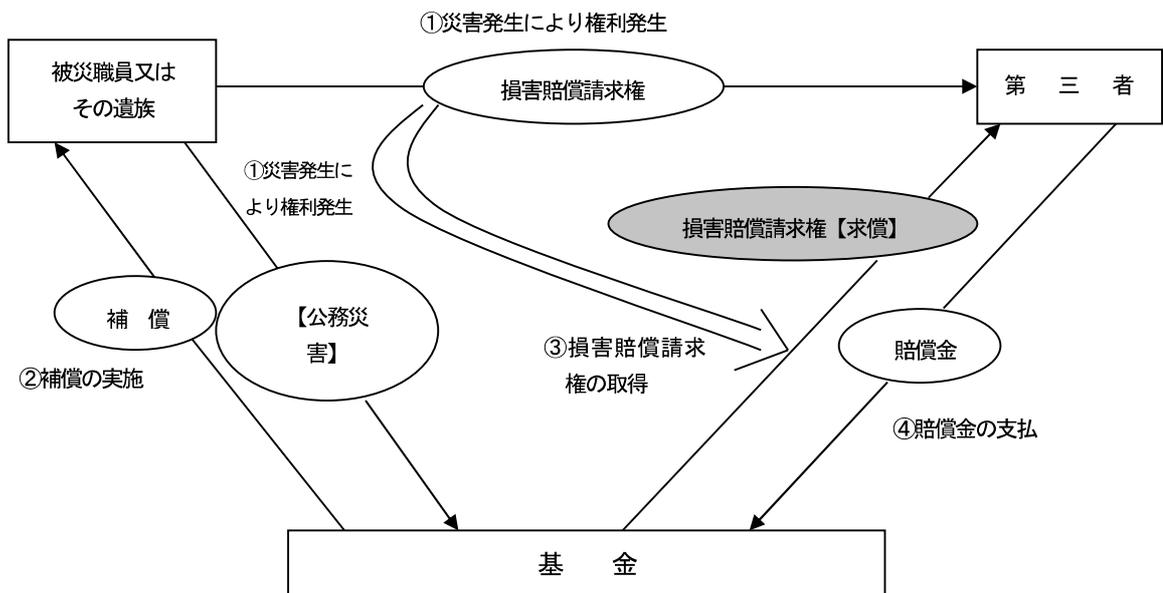
第三者の行為によって公務災害又は通勤災害が発生した場合において、基金が補償を行う前に被災職員が第三者から損害賠償を受けたとき（示談先行）は、基金はその補てんされた損害については補償の義務を免れます。これを、「免責」といいます。



(2) 求償【補償先行の場合】

第三者の行為によって公務災害又は通勤災害が発生した場合において、被災職員が第三者から損害賠償を受ける前に基金が補償を行ったとき（補償先行）は、基金は補償額の範囲内で被災職員が第三者に対して有する損害賠償請求権を取得します。

基金がこの取得した権利に基づいて第三者に対して請求を行うことを、「求償」といいます。



7 第三者加害事案における事務手続

(1) 被災職員が行うべき事務

- ① 警察への通報・事故届（特に交通事故（自動車、自転車等を問わず）の場合）
交通事故証明書を発行してもらう際に、通報・状況検分が必要となります。

《注意事項》

- ア 軽症であっても届出すること（その場の口約束で示談しないこと）
- イ 安易に自損事故としないこと
- ウ 自転車による事故も、自動車の交通事故と同様に扱うこと

- ② 第三者の氏名・住所等の確認、事故状況の詳細の把握

認定請求をする際、第三者（未成年者等の場合には保護者についても）の氏名、住所、連絡先、職業、勤務先（社用車運転中の場合）、加入保険等の情報が必要になりますので、確認し、記録をしておいてください。

また、事故時の状況（走行・停止していたか、信号は何色か、一時停止したか、減速したか、速度は何キロか等）についても同様に、記録をしておいてください。

なお、当て逃げ・ひき逃げのような場合は、車両のナンバープレート、車種、車の色等を覚えておいてください。

【事例】子どもが飛び出してきたので避けようとしたところ、自転車ごと転倒した。

→ この場合、保護者（子どもと一緒にいた親、預託された保育園の園長等）が第三者になり得るので、保護者の連絡先を確認してください。

- ③ 自動車保険契約の確認（自動車事故の場合）

自動車の保険には、強制加入保険である自賠責保険と任意保険があります。それぞれの保険について、加入の有無、保険会社名、保険証明書番号を確認してください。

- ④ 所属・公務災害担当者への連絡

認定請求をする場合、認定請求に必要な手続について指示を仰いでください。

《現場での示談交渉は禁止》

「治療費は公務災害にお願いするので、大丈夫」、「どこも痛くないので、大丈夫」等は絶対に言わないでください。また、必ず相手方の連絡先は確認してください。

(2) 示談先行の場合の事務

認定請求

認定請求書等・第三者加害事案報告書（交通事故or交通事故以外）・交通事故証明書（交通事故の場合）を基金へ提出
※ 治療費は、第三者へ請求してください。

治ゆしたら

「治ゆ報告書」を基金へ提出

示談したら

「免責報告書」・「示談書の写し」を基金へ提出

※ 治療費が確定した時点で、基金で「免責」の手続きを行います。

(3) 補償先行の場合の事務

認定請求

認定請求書等・第三者加害事案報告書（交通事故or交通事故以外）・交通事故証明書（交通事故の場合）・補償先行申請書・念書（被災職員用・第三者用）を基金へ提出

治療費の請求

療養補償請求書を基金へ提出

治ゆしたら

「治ゆ報告書」を基金へ提出

※ 基金は、第三者と交渉し、治療費等が確定した時点で、過失割合に応じて第三者に請求（求償）しますので、未請求の治療費等があれば、速やかに基金へ請求してください。

示談交渉（第三者が無資力、所在不明等の場合を除く）

※ 基金が行う補償の対象にならないものについて示談交渉を行ってください。なお、示談を締結する前に、示談内容について必ず基金へ相談してください。

《示談について》

【補償先行の場合】

被災職員が第三者と締結した示談は、基金の求償事務も拘束します。

したがって、補償先行事案において、基金に無断で示談を結んでしまうと、基金から第三者へ求償ができなくなってしまう場合もあります。補償先行の場合には、必ず示談内容について基金に連絡してください。

【示談先行の場合】

被災職員が第三者と締結した示談書により、職員の過失が明らかになり、かつ、治療費の一部について第三者から支払いを受けていないことが確認できる場合には、当該支払いを受けていない治療費については、基金に請求することができます。

また、示談書により、職員が第三者から障害補償の支払いを受けていることが確認できる場合には、障害特別給付金等について基金から給付を行うことができる場合もあります。

上記のような事案を確認した場合には、支部まで相談してください。

(4) 提出書類

		第三者加害 報告書 (交通事故)	第三者加害 報告書 (交通事故以外)	交通事故 証明書	補償先行 申請書及び 念書	免責報告書 及び示談書 の写し等	その他
提出のタイミング		認定請求時				示談締結後	
交通事故	示談先行	○		○		○	
	補償先行	○		○	○		
その他	示談先行		○			○	※
	補償先行		○		○		

※ 飼い犬に噛まれた場合は、飼い主の注意義務を判断するための調査票(Q&A集 8-12 参照)を提出してください。

ア 第三者加害報告書(交通事故)

- ・ 事実を正確に、漏れなく記載してください。
- ・ 「信号又は標識」、「速度」、「事故発生状況略図の道路幅」の各項目や「一時停止していたか」等については、過失割合を決定する際に特に重要になりますので、必ず記入してください。

イ 第三者加害報告書（交通事故以外）

- ・ 飼い犬に咬まれた事案や殴打事故については、相手方に関する事項や示談の状況を記載してください。
- ・ 相手方が個人賠償責任保険に加入している場合は「保険証明書番号」、「契約先」、「保険契約者」について記載してください。

ウ 交通事故証明書

- ・ 交通事故の場合は必ず添付してください。
- ・ 人身事故の証明書が得られない場合には、これに代わるものとして「人身事故証明書入手不能理由書」を提出してください。

エ 補償先行申請書及び念書

- ・ 補償先行とする場合には、補償先行申請書を必ず提出してください。
- ・ 補償先行申請理由欄は、補償先行を行うことが適当かどうか判断する資料となりますので、「その他」を選択する場合には具体的に記入してください。
- ・ 併せて、念書（被災職員用、第三者用の2種類）を提出してください。
- ・ 第三者用の念書が提出できない場合は、支部に必ず相談してください。
- ・ 任意保険に加入している場合は保険会社と連名で、念書を作成してください。

オ 免責報告書

- ・ 損害額、賠償金受領額について、それぞれ「療養補償」、「慰謝料」欄に記入してください。また、受領額は本人が直接受け取ったものに限らず、保険会社から病院へ直接支払われたもの（治療費等）についても併せて記入してください。

カ 示談書

- ・ 支部様式を定めていますが、様式は問いません。保険会社によっては、「示談書」ではなく、「確認書」や「支払証書」と呼ぶ場合もあります。
- ・ 安易に損害賠償権を放棄することのないよう注意してください。口頭による「確認」であっても「示談」とみなされる場合があります。一旦示談が成立すると、双方の合意がなければ変更できないので、注意が必要です。
- ・ 示談締結は治ゆ（症状固定）後に行うようにしてください。総損害額が確定している必要があります。
- ・ 示談当時において予見できなかった後遺症・再発が発生する場合もあるので、後遺症等が発生した場合の取扱いについて、明記しておく必要があります。
- ・ 損害賠償の額については、総額及び内訳（治療費、慰謝料、逸失利益等）を必ず明記してください。
- ・ 損害賠償（逸失利益）の額については、「原則的計算方法」（P. 101参照）により算

定した額を基準として、第三者と交渉してください。

- ・ 補償先行の場合には、「基金からの求償に応じる」旨を明記してください。
- ・ 第三者とのトラブル防止のため、示談は必ず書面により行うようにしてください。

《してはいけない示談のパターン》

「どこも痛くないので、自転車だけ直してもらえればいいですよ」、「自賠責の範囲内だけで、結構です」等は絶対に言わないでください。

後日痛みが発生し療養が長期化した場合や後遺症が残った場合には、損害額が自賠責の支払限度額を超える場合もあります。上記のような示談を行った場合、基金の求償事務に著しい支障が生じますので、注意してください。

8 第三者加害事案における保険について

(1) 自賠責保険

- ・ 原動機付自転車を含むすべての自動車について、契約することが自賠法上義務付けられており、「強制保険」と呼ばれています。
- ・ 補償の対象は、人身損害に限られ、物的損害は対象になりません。
- ・ 支払限度額が定められており、「傷害による損害(治療費、文書料、慰謝料等)」については、120万円が限度となっております。
- ・ 被害者に重大な過失(過失割合が70%以上であること)がない限り、基本的に過失相殺は行われません。

(2) 任意保険

- ・ 任意保険は、自賠責保険の上乗せ保険としての性格を有しており、自賠責保険では補てんされない部分を補てんするものです。
- ・ 被害者は、自賠責保険の支払限度額を超える部分については、任意保険に請求します。
- ・ 任意保険の支払いについては、被害者の過失割合に応じて、減額されます。

(3) 自賠責保険と任意保険の違い

	自賠責保険	任意保険
名称	自動車損害賠償責任保険 自動車損害賠償責任共済	自動車保険
加入義務	あり	なし
補償範囲	人身事故のみ	対物賠償(自賠責保険の上乗せ)のほか、対人賠償、搭乗者損害、車両保険等
過失相殺	被害者過失70%以上の場合のみ適用する	過失相殺の民法の一般原則(判例)どおり適用される
支払限度額	〈被害者1名につき〉 障害……120万円 後遺障害…等級に応じて75~4,000万円 死亡……3,000万円	支払限度額のない「無制限」契約が多数